

公示番号：170488

国名：モンゴル

担当部署：産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

案件名：公共投資計画策定能力強化プロジェクト基本計画策定調査（公共投資管理）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：公共投資管理
- (2) 格付：2号～3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月下旬から2017年10月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.67M/M、合計 1.17M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	20日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2017年8月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月22日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 18点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 44点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 10点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	公共財政管理・公共投資管理に関する各
------	--------------------

	種業務
対象国／類似地域	モンゴル／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

モンゴル国は、鉱物資源価格の下落、海外直接投資の急落、中国の成長鈍化などの影響により、GDP 成長率が低下している（2014 年 7.9%、2015 年 2.3%、2016 年 1.0%）。2011 年に GDP 比 4.0%であった財政赤字は 2016 年には 17.0%に、GDP 比 32.7%であった公的債務は 2016 年には 87.6%まで拡大した。このような状況下、モンゴル政府は安定的なマクロ経済運営を図るために、政府アクションプランや経済回復プログラムを策定し、財政赤字の削減や安定的な経済成長の確保に向けての取り組みを行っている。

公共投資の動きの中では、2012 年に海外直接投資や貿易・投資促進などを目的として経済開発省が設立されたが、大元となる国家開発政策がないままの拡張主義が見直された結果、2014 年 11 月に解体、その機能の一部は大蔵省（MOF）に移管された。その後、2016 年 11 月に予算法が改正され、公共投資計画（PIP）策定の主管庁がそれまでの大蔵省から新設の国家開発庁（NDA）に変更された。改正予算法では、公共投資に係る政策基盤の枠組みが整備されているが、PIP 策定時の事業の優先度基準、財源の確保、手続きの具体化、案件評価の基準等の詳細が規定されていない。そのため、不透明あるいは未確定の要素が多く、公共事業の評価を含む PIP 策定に係る透明性のある合理的手続きの検討と制度化が課題となっている。また、モンゴル中央政府・州政府の人員・能力不足は顕著であり、多くの課題を抱えている。

こうした中、モンゴル政府は、日本政府に対して、PIP 策定支援に係る技術協力を要請した。JICA が開発政策・公共投資にかかる基礎情報収集・確認調査を実施して案件を取り巻く情報・課題を整理した結果、2017 年 6 月に日本政府による公共投資計画策定能力強化プロジェクトの採択に至った。これを受け、JICA は基本計画策定調査を実施し、技術協力プロジェクトの実施のために、モンゴル政府関係者との協議を通じ、同プロジェクトの基本計画の策定を行うものである。

なお、今回の調査は基本計画策定調査として実施する。基本計画策定調査とは、段階的な計画策定方式（通称二段階方式）の導入（2014 年）により、適切かつより迅速な計画策定を可能とする制度で実施される準備調査のことであり、協力開始前に策定する計画制度を柔軟化（一部の計画については未確定または暫定計画でも可とする）することで協力開始を迅速化するものである。本案件では、カウンターパート機関である国家開発庁と大蔵省の公共投資計画にかかる権限が完全には明確化されておらず、双方を巻き込んで実施体制を構築する必要があるため、二段階方式を選択するものである。

本調査では、カウンターパート機関である国家開発庁および大蔵省をはじめとし、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を収集、分析・整理した上で、プロジェクトの実施体制及び活動方針についてモンゴル側関係者と確認・協議し、プロジェ

クトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協力・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、報告書（案）について作成するとともに、全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2017 年 8 月下旬）

- ①要請背景・内容を把握する（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
- ②上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針（案）を検討する。
- ③現地調査で収集すべき情報を検討し、モンゴル側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）の作成等、情報収集のための準備を行う。
- ④調査団打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。
- ⑤JICA モンゴル事務所を通じ、質問票をモンゴル側関係機関に配布する。

(2) 現地業務期間（2017 年 8 月下旬～9 月中旬）

- ①JICA モンゴル事務所等との打合せに参加する。
- ②モンゴル側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③モンゴル側関係機関等に事前に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を調査・分析する。

ア) 関連各組織の現状の調査・分析

- (a) 国家開発庁の各課の権限、現状（特に具体的な課題）を調査する。
- (b) 大蔵省の予算編成及び PIP に関連する部署（開発政策・計画課、公共投資局、総合投資政策課、投資予算局など）の現状を調査する。
- (c) 「持続的開発ビジョン 2030」と各省政策の整合性評価に取り組む体制（国家開発庁から 4 名、大蔵省から 4 名の計 8 名を配置）の現状を調査する。
- (d) PIP 策定検討ワーキンググループの現状を調査する。
- (e) 各省および県での予算・計画担当部署を調査する。

イ) 地域開発政策の策定状況の調査・分析

- (a) 開発政策計画法第 13 条第 5 項の規定による地域開発政策策定のプロセス及び策定状況を調査する。
- (b) 地域開発政策の内容を PIP との整合性との観点から調査する。
- (c) 地域開発政策の内容を大蔵省が作成する国家社会経済開発基本方針との整合性との観点から調査する。

ウ) 今次の PIP 策定プロセスと内容の調査・分析

- (a) PIP 策定プロセス（フォーマット、持続的開発ビジョン 2030 との整合性確保、選定基準など）を調査する。
- (b) PIP の内容（案件数、複数年度の案件額、主管省庁、財源など）を調査・分析する。
- (c) PIP 策定プロセスにおける国家開発庁と大蔵省の連携体制を調査する。
- (d) 予算法第 28 条第 4 項の規定によるプレ F/S の実施状況を調査する。
- (e) 予算法第 28 条第 6 項の規定による F/S の実施状況を調査する。

- (f) 予算法第 29 条第 1 項の規定による PIP に記載されたプロジェクトのプロポーザルの作成状況および 300 億モンゴルトウグルグ (MNT) 未満の公共投資事業の国家開発庁への提出状況を調査する。

エ) 予算編成プロセスと PIP との関係の調査・分析

- (a) 予算法第 8 条、第 28 条、第 29 条 (予算カレンダー、公共投資計画・予算) と実際の予算編成プロセスを比較・分析する。
- (b) 大蔵省作成の中期財務フレームワーク (MTFF) と国家開発庁作成の PIP の関係性 (それぞれが調整しながら作成しているか等) について調査する。
- (c) 300 億 MNT 未満の公共投資事業の策定プロセスを調査・分析する。
- (d) 公共投資計画と予算の整合性 (財源の確保) について、調査・分析する。
- (e) 大蔵省における債務管理の現状と歳出計画 (特に PIP) との関係性を調査する。
- (f) モンゴル開発銀行 (DBM) 法改正後の DBM の公共投資計画執行への関わり方を調査する。

オ) 公共投資事業の実施管理状況等の調査

- (a) 事業進捗の管理方法を調査する。
- (b) 事業のモニタリング方法を調査する。
- (c) 事業の評価と評価結果の活用方法を調査する。
- (d) 予算執行管理と次年度予算計画への反映について調査する。
- (e) 公共投資の案件情報管理の現状と今後の方向性を調査する。
- (f) ドナー支援事業の案件情報管理の現状と今後の方向性を調査する。

カ) 投資ロードマップの検討状況の調査

キ) 他ドナー (特に世界銀行) の支援状況の調査

- ④調査団及びモンゴル側関係者と案件形成についての協議に協力する。
- ⑤モンゴル側関係者との協議で合意された内容につき、R/D (案) 及び M/M (案) (いずれも英文) の取りまとめに協力する。
- ⑥担当分野に係る現地調査結果を JICA モンゴル事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017 年 9 月下旬～10 月上旬)

- ①帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ②担当分野に係る基本計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成するとともに、基本計画策定調査報告書全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は (2) 基本計画策定調査報告書 (案) (担当分野) とする。

(1) 業務計画書 (和文)

契約約款第 2 条及び付属書 I 「仕様書」第 7 条に基づき、契約締結から 10 日以内に業務計画書を提出する。

(2) 担当分野に係る基本計画策定調査報告書 (案) (和文)

上記 (1) ～ (2) については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませぬ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田/羽田-モンゴル往復、あるいは、成田/羽田-ソウル/北京-モンゴル往復を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年8月27日～2017年9月15日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者より数日遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。また、現地派遣期間は数日前後する可能性があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 公共財政管理 (JICA)

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) 公共投資管理 (本コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAモンゴル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

あり (日本語⇄モンゴル語)

オ) 現地日程のアレンジ

JICA がアレンジします。なお、JICA 職員等到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト

(<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・ モンゴル国 開発政策・公共投資にかかる基礎情報収集・確認調査（添付資料に予算法全文が含まれています。）

②本業務に関する以下の資料を JICA 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ (TEL:03-5226-8061/ Takatsuki.Sho@jica.go.jp)にて配布します。

- ・ 開発政策計画法（改訂版）
- ・ 首相令 2016-64

③本業務に関する以下の資料が、以下のウェブサイト（JICA外）で参照可能。

- ・ 【参考資料1】 PEFA「Mongolia Public Financial Management Performance Report」(2015)（ただし2016年の選挙前の状況）
(<https://pefa.org/sites/default/files/assessments/comments/MN-Apr15-PFMPR-Public.pdf>)
- ・ 【参考資料2】 IMF「4条協議」（2017）
(<http://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2017/05/31/Mongolia-2017-Article-IV-Consultation-and-Request-for-an-Extended-Arrangement-Under-the-44954>)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意願います。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上